訪問介護

介護給付費算定に係る体制等に関する届出確認表

【令和６年(2024 年)４月１日改定分】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 | 事業所名称 |
|  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書類作成者名　　　　：

連絡先電話番号　　 ：

加算・減算について

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項 目 添 付 書 類

チェック欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認項目　　　　　　　　　●　添付が必要な書類です

|  |
| --- |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
|[ ]  高齢者虐待防止措置実施の有無　【新設】＊令和６年４月中の適用はありませんが、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、４月１日から以下の基準を満たせるように整備してください。（虐待の防止）＊国の基準（参考）第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |
|[ ]  特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)　【要件変更】●　特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙９） |
|[ ]  同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）【新設】添付書類なし　＊該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。 |
|[ ]  同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者 50 人以上））【新設】添付書類なし　＊該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。 |
|[ ]  同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90％以上）【新設】＊令和６年４月時点での届出は不要です。 |
|[ ]  認知症専門ケア加算【要件変更】●　認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12）●　認知症介護実践リーダー研修修了証の写し●　認知症介護指導者養成研修修了証の写し（加算Ⅱの場合） |
|[ ]  口腔連携強化加算【新設】●　口腔連携強化加算に関する届出書（別紙 11）●　歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類（委託契約書・覚書等） |

　※改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。